

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年7月10日

鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長 高尾 浩司

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務

#### (2) 業務の内容

青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）の別添1「青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

#### (4) 予算額

金12,309千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 参加資格

#### (1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる単独事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 法人格を有すること。

ウ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その営業種目が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

エ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

キ 平成28年度以降に遺跡の保存活用に係る展示施設の展示設計業務を受託し、完了した実績を有すること。

#### (2) 共同事業体による参加

構成員が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することにより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体の全ての構成員が、法人格を有すること。

イ 共同事業体の構成員のうち、いずれかが（1）ウ及びキの条件を満たしていること。

ウ 共同事業体の全ての構成員が（1）ア、エ及びオを全て満たしていること。

- エ 各構成員が、本プロポーザルにおいて、他の共同事業体の構成員になることはできない。  
また、共同事業体の構成員でありながら、単独事業者として提案を行うことは認めない。
- オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- (ア) 目的
  - (イ) 名称
  - (ウ) 事業所の所在地
  - (エ) 成立の時期及び解散の時期
  - (オ) 構成員の住所及び名称
  - (カ) 代表者の名称
  - (キ) 代表者の権限
  - (ク) 構成員の出資の割合
  - (ケ) 運営委員会
  - (コ) 構成員の責任
  - (サ) 取引金融機関
  - (シ) 決算
  - (ス) 利益金の配当の割合
  - (セ) 欠損金の負担の割合
  - (ソ) 権利義務の譲渡の制限
  - (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
  - (チ) 構成員の除名
  - (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
  - (テ) 解散後の契約不適合責任
  - (ト) 解散後の著作権
  - (ナ) その他必要な事項

### 3 評価・選定方法等

- (1) 評価項目及び配点は、別添3「青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務に係る公募型プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）」3のとおりとし、評価・選定は評価要領4及び5（1）により行うものとする。
- (2) 最優秀提案者は、評価要領5（2）の規定により選定する。
- (3) 審査結果は、鳥取県公式ホームページ【とりネット】の鳥取県立青谷かみじち史跡公園ページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>）で公表するとともに、参加者全員に通知する。また、公表の内容のうち審査結果については、全ての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最優秀提案者のみ記載するものとする。  
通知の内容のうち審査結果については、全ての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。
- (4) 審査の経緯は公表しない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### 4 手続き等

- (1) 書類の提出先及び問合せ先  
〒689-0534 鳥取県鳥取市青谷町吉川17番地 鳥取県立青谷かみじち史跡公園  
電話：0857-30-4110

ファクシミリ：0857-30-4115

電子メール：aoya-kamijichi@pref.tottori.lg.jp

(2) プロポーザル実施要領の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書等は、令和8年7月10日（金）から同年8月10日（月）までの間、鳥取県公式ホームページ【とりネット】の鳥取県立青谷かみじち史跡公園ページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和8年7月10日（金）から同月31日（金）までの間（休園日である令和8年7月27日（月）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1) に同じ

5 質問、参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 質問

ア 質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、令和8年7月27日（月）午後5時までの間に電子メール（送信先：aoya-kamijichi@pref.tottori.lg.jp）により質問すること（様式自由）。

イ 質問とその回答は、令和8年7月29日（水）までに全参加申込者に電子メールで送信するとともに鳥取県公式ホームページ【とりネット】の鳥取県立青谷かみじち史跡公園ページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/aoyakamijichi/>）に掲載する。

(2) 参加申込み

ア 本プロポーザルに参加をしようとする者は、令和8年7月31日（金）午後5時までに、プロポーザル実施要領4（1）に示す提出書類（以下「参加申込書等」という。）を4（1）の場所に持参、郵送又は電子メールの方法により提出すること。なお、持参による場合は、提出期限までの日（休園日である令和8年7月27日（月）を除く）の午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。また、郵送又は電子メールによる場合は、令和8年7月31日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

イ アにより提出のあった書類を審査の上、本プロポーザルへの参加資格の有無を確認する審査を行い、その結果を令和8年8月3日（月）までに通知する。

ウ イにより本プロポーザルへの参加資格がないと認められた者は、鳥取県立青谷かみじち史跡公園所長（以下「所長」という。）に対し、本プロポーザルへの参加資格がないとした理由について、令和8年8月4日（火）正午までに書面（任意様式）により説明を求めることができる。

エ ウにより説明を求められた場合、所長は、説明を求めた者に対し、令和8年8月5日（水）までに回答する。

(3) 企画提案書等の提出

(2) イの通知により参加資格を有すると確認を受けた者は、本業務に係る企画提案初頭の提出を令和8年8月10日（月）午後5時までにプロポーザル実施要領7及び別添2「青谷かみじち史跡公園遺構展示施設展示設計業務に係る公募型プロポーザル提案書作成要領」に定めるところによる提出書類（以下「企画提案書等」という。）を作成の上、4（1）の場所に持参又は郵送の方法により提出すること。なお、持参による場合は、提出期限までの日（休園日である令和8年7月27日（月）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に限り受け付ける。また、郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提

供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、令和8年8月10日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。併せて郵送したことを4（1）の場所に電話により連絡すること。

## 6 企画提案書等のプレゼンテーション

次により、企画提案書等に係るプレゼンテーションを実施する。

### (1) プレゼンテーション日時

令和8年8月29日（土）（時間については参加申込者に別途通知する。）

### (2) プレゼンテーション場所

青谷かみじち史跡公園 ガイダンス棟 体験学習室（鳥取県鳥取市青谷町吉川17番地）

### (3) プレゼンテーション持ち時間等

プレゼンテーションは、40分程度、参加人数は3名以内とする。

（企画提案書等の説明20分程度、質疑応答20分程度）

### (4) 使用機器等

プロジェクター及びスクリーンは、発注者が準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物は参加申込者が準備すること。

### (5) その他

企画提案書等提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加申込者に別途通知する。

## 7 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での仕様書の変更の協議も含むものとする。

これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予算額の範囲内であることを確認の上契約を締結する。協議が不調のときは、3により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

また、情勢により契約締結前に本業務が中止となった時は、契約の締結に至らない場合がある。

## 8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 9 スケジュール

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| (1) 企画提案の募集開始          | 令和8年7月10日（金）     |
| (2) 質問書の受付期限           | 令和8年7月27日（月）午後5時 |
| (3) 質問に対する回答期限         | 令和8年7月29日（水）     |
| (4) 参加申込書の提出期限         | 令和8年7月31日（金）午後5時 |
| (5) 参加資格者有無通知期限        | 令和8年8月3日（月）      |
| (6) 決定理由説明要求期限（資格なしの者） | 令和8年8月4日（火）正午    |
| (7) 企画提案書等提出期限         | 令和8年8月10日（月）午後5時 |

- |                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| (8) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和8年8月29日（土） |
| (9) 審査結果の通知                 | 令和8年9月上旬     |
| (10) 契約締結の協議及び見積書依頼         | 令和8年9月上旬     |
| (11) 契約締結                   | 令和8年9月下旬     |

## 10 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。
- (3) 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。
- (4) 企画提案書等の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 提出された書類は、最優秀提案者の選定以外の目的には、無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。  
 なお、発注者に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (6) 2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とする。また、次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。
  - ア 5（3）の提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
  - イ 5（2）の参加申込書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書等が提出された場合
  - ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受注者を選定するために実施するものである。したがって、提案内容の充実を図る等の理由により、契約締結までに発注者と最優秀提案者で詳細な内容について協議を行うことを前提としており、必ずしも企画提案書等の内容どおりに業務を実施するものではない。
- (8) 本業務の契約に当たり、契約書を作成するものとする。また、最優秀提案者に選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。
- (9) 著作権の取扱い
  - ア 最優秀提案者に選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては参加申込者に帰属するものとする。
  - イ 最優秀提案者に選定されなかった参加申込者の企画提案書等に係る著作権は、参加申込者に帰属するものとする。
  - ウ 発注者は、参加申込者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (10) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。
- (11) 審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。
- (12) その他詳細は、プロポーザル実施要領による。